

令和 8 年度 北区育児休業代替任期付職員（福祉）募集案内

令和 8 年 6 月 1 2 日
東 京 都 北 区

育児休業代替任期付職員とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です（一部に例外あり）。

1 採用職種等

採用区分	職種（職務名）	主な勤務場所
Ⅱ 類	福祉（保育士・児童指導・福祉）	保育園、児童館（学童クラブ）等 ※室内・敷地内禁煙

2 採用予定時期・受験資格等

採用予定時期に合わせ全 3 回実施します。採用予定人数は、各回 10 名程度です。

実施回	採用予定時期	受験資格	
		下記年月日までに生まれた方	下記年月日までに保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方
第 1 回	令和 8 年 1 0 月 1 日以降	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	令和 8 年 9 月 3 0 日
第 2 回	令和 8 年 1 2 月 1 日以降	平成 1 8 年 1 2 月 1 日	令和 8 年 1 1 月 3 0 日
第 3 回	令和 9 年 4 月 1 日以降	平成 1 9 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 3 1 日

- ※ 現に北区の常勤職員である方（育児休業代替任期付職員、一般任期職員、臨時的任用職員、教育公務員は除く）は受験できません。
- ※ 地方公務員法第 1 6 条の各号のいずれかに該当する方（4 頁参考欄参照）は受験できません。
- ※ 国籍は問いませんが受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- ※ 合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。ただし、職員の育児休業取得状況によっては採用されない場合があります。

3 任期

おおむね6ヶ月以上3年未満

※ 代替する職員の育児休業請求期間に応じて、採用時に決定します。

4 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

選考方法	作文（課題式により800字程度） ※ 申込フォームに直接入力してください。 ※ 課題内容は、申込フォームでご確認ください。
結果発表	各回 受付期間最終日から概ね3週間後 （合否にかかわらず本人宛通知します。）

(2) 第二次選考（第一次選考合格者に対して、下記により行います。）

実施日	第一次選考合格通知とあわせてお知らせします。
選考会場 （区内施設）	
選考方法	個別面接
結果発表	各回第二次選考実施日から概ね3週間後 （合否にかかわらず本人宛通知します。）

5 受験手続

申込方法	下記申込URL、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記期間中に申し込んでください。	
申込URL	令和8年度北区育児休業代替任期付職員 （福祉）採用選考申込（LOGOフォーム） https://logoform.jp/f/ZVGHU	

申込受付期間

第1回	令和8年6月15日(月)～令和8年7月17日(金)	午前9時から午後5時まで (期間内受信有効)
第2回	令和8年7月21日(火)～令和8年9月18日(金)	
第3回	令和8年9月24日(木)～令和8年11月20日(金)	

- ※ 個人情報の取扱いについては、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。
- ※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールが自動送信されますので、メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。

6 合格者の取扱い

合格者は採用候補者となり、職員の育児休業等の取得状況に応じて採用します。
ただし、取得状況によっては採用されない場合があります。

7 勤務条件

(1) 給与等 (令和8年4月1日現在)

採用区分	初任給 (地域手当含む)	その他の手当
Ⅱ類	約255,600円	条例等の定めるところにより、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当などが支給されます。

- ※ 職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。
- ※ 昇給は、原則として年1回行われます。
- ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

(2) 勤務時間等 (保育園の場合)

勤務時間	原則として、午前7時から午後7時30分までの間において休憩時間を除き1日7時間45分 (4週間を通じ1週間につき平均38時間45分勤務)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 ※勤務場所により異なる場合があります。

(3) 有給休暇等

年次有給休暇は、1年度に20日付与されます(採用月によって付与日数が異なります)。
その他に夏季休暇・慶弔休暇・妊娠出産休暇等の制度があります。ただし、育児休業及び育児短時間勤務は利用できません。

(4) 福利厚生

共 済 制 度	東京都職員共済組合
互 助 制 度	特別区職員互助組合、北区職員互助会
健 康 管 理	年 1 回、定期健康診断及び腰痛・頸肩腕健康診断等を実施
被 服 貸 与	トレーニングウェア等

8 その他

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。
- (2) 採用にあたり、令和 8 年 1 2 月 2 5 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込みフォームにより特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用できない場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取り消し事由に該当するものと考えられますので、合わせてご了承ください。

《参考》地方公務員法第 1 6 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規程により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

【問い合わせ先】

北区総務部職員課人事係（第一庁舎 3 階 8 番）
〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22
TEL 03-3908-8031（直通）
（土日・休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）